府令・省令

○内閣府令・環境省令第一号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十六条の規定に基づき、環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
環境大臣　小泉進次郎

環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令

環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成二十七年内閣府環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（用語） **第一条**　この命令で使用する用語は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第百号）又は建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則（昭和三十七年建設省令第二十二号）で使用する用語の例による。	（用語） **第一条**　この命令で使用する用語は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）、土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）、建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第百号）、土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）又は建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則（昭和三十七年建設省令第二十二号）で使用する用語の例による。
（自然由来特例区域の土壌搬出時の認定調査に係る土壌汚染対策法施行規則の特例） **第二条**　国家戦略特別区域会議が、特定事業として、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業（認定調査であって、国家戦略特別区域内の自然由来特例区域において行われるものをいう。以下同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域計画に定められた国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業について、土壌汚染対策法施行規則（以下この項において「規則」という。）第五十九条の二第二項及び第五十九条の三第一項に定めるところによるほか、自然由来特例区域の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類であって、認定調査時地歴調査（規則第五十九条の二第一項及び第五十九条の三第一項に規定する情報の把握をいう。）により土壌溶出量基準及び土壌含有量基準のいずれについても、適合していないおそれがないと認められるものについては、規則第五十九条の二第二項及び第五十九条の三第一項に規定する特定有害物質の種類から除くことができる。 2　前項の規定は、掘削対象地において自然由来特例区域の指定後に当該自然由来特例区域内に搬入された土壌（汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第五条第二十二号イに規定する浄化等済土壌及び土壌汚染対策法第十六条第一項の規定による都道府県知事の認定を受けた土壌を除く。）に係る認定調査については、適用しない。	（建築物用地下水の採取の許可の技術的基準に係る建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の特例） **第二条**　［略］
（建築物用地下水の採取の許可の技術的基準に係る建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の特例） **第三条**　［同上］	［条を削る。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の際現にこの命令による改正前の環境省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令第二条の規定により内閣総理大臣の認定を受けた区域計画に定められた国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業（認定調査（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第七項第八号に規定する認定調査をいう。）であって、国家戦略特別区域内の自然由来特例区域（同条第五項第十号に規定する自然由来特例区域をいう。以下同じ。）においては、なお従前の例による。ただし、当該事業の自然由来特例区域に係る土地の所有者等（土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条に規定する土地の所有者等をいう。）がこの命令の施行の日から起算して一年ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書に、当該自然由来特例区域外から土壌が搬入された